

## 小牧市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

### 1 要綱改正の経緯について

これまで、道路運送法第9条第4項の規定により地域公共交通会議等において協議を調べ国土交通大臣に届け出ることとされていた運賃等につきましては、令和5年10月1日に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が改正され、改正道路運送法第9条第4項の規定により、市町村や一般乗合旅客自動車運送事業者などを構成員とする新たな協議会において協議を調べ、国土交通大臣に届け出ることとされました。

このことに伴い、本市におきましても、地域公共交通会議の設置に関し必要な事項を定めた「小牧市地域公共交通会議設置要綱」の条文から、運賃等の協議に関する記述を削除するなど要綱の規定の整備を行う必要があるため、今回改正を行うものです。

また、改正道路運送法第9条第4項に規定する協議会に関しては、今後、市において（仮称）小牧市地域公共交通運賃料金協議会を新たに設置し、運賃等の協議を調べていくこととします。

### 道路運送法（昭和26年法律第183号）

#### 【旧】

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

#### 第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

#### 【新】

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

#### 第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

**運賃を協議するための協議会を新たに設置…構成員は以下4者**

**2 小牧市地域公共交通会議設置要綱の改正案について**

別紙のとおり

**3 小牧市地域公共交通会議設置要綱の施行について**

本会議終了後、所要の手続きを経て、公布・施行します。

## 小牧市地域公共交通会議設置要綱

〔平成28年3月7日〕  
〔27小都第912号〕

(設置)

第1条 ~~道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の2の規定による運賃等道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項~~の協議並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項に規定する地域公共交通計画(以下「地域公共交通計画」という。)の作成及び実施に関し必要な事項を協議するため、小牧市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、小牧市堀の内三丁目1番地に置く。

(所掌事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市内における適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の策定及び変更に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の実施に関する事項
- (4) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (5) その他交通会議が必要と認める事項

(委員)

第4条 交通会議の委員は、市長(市長が職員のうちから指名する場合にあっては、当該指名する者)及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者とする。

- (1) 鉄道事業者の代表
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 学識経験者
- (6) 国土交通省中部運輸局長又はその指名する者

- (7) 愛知県都市・交通局交通対策課長又はその指名する者
- (8) 愛知県尾張建設事務所維持管理課長又はその指名する者
- (9) 愛知県小牧警察署交通課長又はその指名する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選によってこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、~~交通会議を代表し、その会務を総理する~~会務を総理し、~~交通会議を代表する~~。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長又はその指名する者が議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

3 委員が権限を委任した代理者の出席がある場合は、当該者の出席をもって委員が出席したものとみなす。

4 交通会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると会長が認めたときは、非公開とすることができる。

6 会長は、必要があると認める場合は、議事に関係のある者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面による決議)

第7条 会長は、軽微な事項、緊急を要する事項その他会長が必要と認め  
た事項については、書面による決議を行うことができる。

2 前条第4項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同項  
中「出席委員」とあるのは「委員からの書面」と読み替えるものとする。

3 書面による決議を行ったときは、会長は、その結果を次回の会議におい  
て報告するものとする。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結  
果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門部会)

第9条 会長は、必要に応じ交通会議に専門部会を設置することができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、小牧市都市政策部都市整備課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 交通会議の運営に要する経費は、市からの負担金、国からの補  
助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要  
な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して  
必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(小牧市地域公共交通会議設置要綱の廃止)

2 小牧市地域公共交通会議設置要綱(平成19年1月9日施行)は、廃  
止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。